

基労保発第 0626002 号

平成 15 年 6 月 26 日

財団法人 労災年金福祉協会

専務理事 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

労災保険業務室長

「年金たる保険給付の受給権者の定期報告及び労災就学等援護費の  
受給者の定期報告に係る事務の外部委託(試行)」の実施について

労災保険行政の運営につきましては、日頃より格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日、標記について別添のとおり当局労災補償部長より北海道、秋田、福島、千葉、新潟、長野、岐阜、大阪、広島、徳島、佐賀及び鹿児島各労働局労働基準部長に対して通知されたところであります。

つきましては、本趣旨及び内容について、試行の対象となっている労災年金相談所(室)に周知を図っていただくとともに、当該労働局及び労働基準監督署と十分に調整を行った上で実施していただくようお願いいたします。

基労発第 0626001 号  
平成15年6月26日

北海道労働局  
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長  
(公 印 省 略)

年金たる保険給付の受給権者の定期報告及び労災就学等援護費の  
受給者の定期報告に係る事務の外部委託（試行）について

今般、労働基準監督署における事務の簡素合理化を図るため、標記定期報告に係る事務について下記のとおり試行的に外部委託を行うこととしたので、了知されたい。

なお、今般の外部委託に伴う貴局管下の関係労働基準監督署（試行署）の事務については、外部委託の趣旨を踏まえ、試行署と（財）労災年金福祉協会年金相談所（室）において十分に調整を行った上で実施されるよう留意されたい。

また、委託終了後、試行署及び年金相談所（室）から実施結果に係る意見、要望等を取りまとめ、別添様式により報告されたい。

#### 記

#### 1 試行署

札幌中央労働基準監督署

#### 2 委託先

（財）労災年金福祉協会

（委託契約は本省と（財）労災年金福祉協会で締結）

#### 3 委託期間等

第1回 平成15年 7月 1日（火）～平成15年 7月31日（木）

第2回 平成15年10月 1日（水）～平成15年11月28日（金）

場 所 試行署執務室内

#### 4 委託する事務

労働基準監督署における定期報告関係事務は以下のとおりであるが、このうち、

定期報告書（添付書類を含む）の事前点検、督促等の事務（\*印の事務）を委託対象とする。

なお、委託した事務については直接携わる必要はないが、行政の判断を必要とするものについては行政側が対応することとする。

(1) 受付処理

- ① 未提出者リストの出力
- ② 入力帳票に受付年月日を押印
- ③ 未提出者リストに受付年月日を記入

(2) 形式審査（事前点検）

- ① 電話照会\*
- ② 不備返戻\*
- ③ 未提出者リストに実績を記入\*
- ④ 提出書類の整理\*

(3) 受付入力処理

(4) 内容審査（事前点検）

- ① 年金ファイルと提出書類の内容との突合\*
- ② 電話照会

(5) 変更情報の入力処理

- ① 年金額変更通知書の出力及び送付
- ② 入力帳票の整理

(6) 未送達となった定期報告書の措置

- ① 受給権者等への照会\*
- ② 実地調査
- ③ 支払差止処理

(7) 未提出者の措置

- ① 督促\*
- ② 実地調査
- ③ 支払差止処理

(8) 年金ファイルへの編綴

5 委託実施結果の報告

それぞれの委託期間終了後1ヶ月以内に、労災保険業務室年金業務係あて報告されたい。

外部委託実施結果報告書

〇〇労働局

1 委託の期間及び内容

(1) 期間

〇年〇月〇日～〇年〇月〇日のうち 〇日間

(2) 内容

2 委託に対する意見

(1) 期間について

(2) 委託内容について

① 行政側が行った方がよいと思われる業務

② 委託が適していると思われる業務

③ その他

(3) 委託全般について

3 委託の今後のあり方

(1) 委託実施署数拡大の必要性の有無及びその理由

(2) その他